

様式第6

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 (記名押印又は署名)

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金
(特殊教育諸学校等運営費)に係る実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)に係る事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

記

- 1 国庫補助金交付決定額等
補助事業に要した経費 円
国庫補助金交付決定額 円
- 2 内訳

| 補助事業の種類別 | 補助事業に要した経費 | 国庫補助金交付決定額 |
|-------------|------------|------------|
| 特殊教育諸学校助成事業 | 円 | 円 |
| 特殊学級助成事業 | | |
| 障害児幼稚園助成事業 | | |
| 計 | | |

(注) 国庫補助の対象となった補助事業の種類別について記入すること。

- 3 補助事業の完了年月日

平成 年 月 日

事業の概要

| 補助事業の種類等 | 事業の名称 | 事業に要した経費 | | C×1/2 | 国庫補助単価 | 児童等数 | | | 国庫補助額 | 交付決定額 | K-L | 学校数 | | |
|----------|-------|----------|-----------------|-------|--------|------|-----------------------|------|-------|-------|-----|-----|------------------|------------------|
| | | 都道府県補助金 | 都道府県補助金一人当たりの金額 | | | 実員 | 収容定員が(実員が)に満たない学校(実員) | 児童等数 | | | | | 国庫補助額の算定基礎となる児童数 | 国庫補助額の算定基礎となる児童数 |
| | | A | B | | | C | F | G | | | | | H | I |
| 特殊教育 | 高等部 | | | 円 | 千円 | 人 | 人 | 人 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 校(園) | |
| 諸学校 | 小学部等 | | | | | | | | | | | | | |
| 助成事業 | 小計 | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊学級助成事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害児幼稚園 | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 この報告書には、国庫補助金の補助対象となるものについて記入すること。

2 Aは、都道府県補助金の名称を記入すること。

3 Bは、都道府県補助金の金額を記入すること。特殊教育諸学校助成事業にあっては、「高等部」及び「小学部等」に区分して記入すること。区分していない都道府県にあっては、都道府県補助金の金額を補助の対象となる高等部の生徒の数及び小学部等の児童等の数を基礎として、「高等部」及び「小学部等」に按分して記入すること。この場合、算出根拠を明らかにした別紙(様式自由)を添付すること。

なお、特殊教育諸学校助成事業及び特殊学級助成事業については、(B÷F)により、幼稚園助成事業については、(B÷I)により算出すること。

4 Dは、千円未満の額を切り捨てること。

5 Eは、交付要綱第3条に定めるところによること。

6 Hは、都道府県の区域内にある小学校等の特殊学級ごとに16人以上の児童等で編制されている特殊学級がある場合に、当該特殊学級に係る児童等の数を15人として算定した全特殊学級の児童等の数とする。

7 Jは、交付要綱第3条に定める児童等の数とする。

8 Kは、(E×J)により算定すること。

9 Nは、国庫補助金の補助金額の算定基礎となった学校(幼稚園)数を記入すること。

10 各補助事業ごとに学校名及び児童等の人数内訳(F、G、H、I、J別)を記入、様式自由)を添付すること。

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)の障害児幼稚園の
障害幼児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助等調査書

都道府県名

| 区分 | 幼稚園名 | 初めて補助 金算定の基 礎となった 年度 | 助成法の期 間を経過し た日 | 学校法人認可年月日等 | | 都道府県が当 該幼稚園に対 して行う補助 の金額 [A] | 都道府県の算定方法により算定した 金額等 | | | [A]又は [B]のい ずれか低い金 額 |
|---|--------------|-------------------------------|----------------------|------------|-------|--|--|---------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| | | | | 認可 年月日 | 学校法人名 | | 年度の当初か ら学校法人と みなして算定 した補助の金 額 (a) | (a)を12で除 して得た金額 (b) | (b)に 乗じる 月数 (c) | |
| 助成法附則 第2条第5項 の期間を経 過した日後 において学 校法人によ って設置さ れた幼稚園 | 1 | 年度 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 2 | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計(園数) | | | | | | | | | (X) |
| | 上記以外の 幼稚園 | | | | | | | | | (Y) |
| | 計 | | | | | | | | | (X+Y) |

(注) 1 本調査書は、都道府県が行う障害児幼稚園の障害幼児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定に当たって、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園がある場合で、当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度においてのみ作成すること。

2 「助成法の期間を経過した日」とは、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日をいう。

3 「認可年月日」とは、都道府県が当該幼稚園を学校法人が設置する幼稚園として認可した日をいう。

4 「都道府県が当該幼稚園に対して行う補助の金額」とは、都道府県が当該幼稚園に対して行う障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。

5 「年度の当初から学校法人とみなして算定した補助の金額」とは、都道府県の算定方法により当該幼稚園が年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した心身障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。

6 「(a)を12で除して得た金額」については、円未満の端数を切り捨てること。

7 「(b)に乗じる月数」とは、当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12から控除した月数をいう。